

平成 28 年度

農業委員会事務局の運営方針

<担当事務>

- (1) 農業委員活動に関すること。
- (2) 農業委員会の会議に関すること。
- (3) 農地銀行に関すること。
- (4) 農地台帳の整備に関すること。
- (5) 農業者年金に関すること。
- (6) 農地法に基づく農地の取得・転用等の事務処理に関すること。

<部の職員数>H28年4月1日現在

正職員	7名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	7名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

1. 基本方針

農業委員会は、26名の農業委員により構成された行政委員会で、農地の権利移動についての許可をはじめ農地法等の法令に基づく業務や、農地の保全・有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図っていく業務を行っています。

農業者の代表として優良農地の確保に努め、地域農業の課題解決や活性化に率先して取り組むことなどを基本方針としており、農業委員会事務局は、それらの業務が円滑に行えるよう努めるとともに、一層の事務の改善、効率化を図ります。また、平成29年7月の農業委員会制度の改正に向けて、諸手続きを着実に進めます。



農業委員会総会

2. 重点施策・事業

(1) 農業委員会制度の改正

重点施策・事業 における目標

「農業委員会等に関する法律」の改正により、平成29年7月には、農業委員会委員の選出方法が公選制から市議会の同意を要件とする市長の任命制へ移行されるとともに、農地利用最適化推進委員の委嘱等が新たに行われます。これにより、農業委員・農地利用最適化推進委員の選出方法、定数、活動内容等の組織制度の改正を進めます。

平成 28 年度の 取り組み	新制度に対応する「枚方市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」、「枚方市農業委員会会議規則」等の制定・改廃を進めるとともに、農業委員の選出方法等は、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるよう、他市農業委員会の動向も確認しつつ手続きを進めます。
-------------------	--

(2) 農地適正管理システムの向上

重点施策・事業 における目標	農地台帳の法定化とともに農業委員会には「農地台帳及び農地に関する地図の公表」が義務づけられており、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、法令業務や農地利用の最適化の推進を的確に行うため、農地適正管理システムの向上を図ります。
平成 28 年度の 取り組み	農地台帳管理システム（農地の所有者、所在、地番、面積等の農地情報のデータベースを管理）の精度向上を図るとともに、国において運用開始予定の農地情報公開システム・フェーズ 2（農地台帳及び農地地図の情報を一つのデータベースで管理）の把握・活用の検討を行います。

(3) 農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

重点施策・事業 における目標	担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進するため、農地銀行（農地の貸借等を進める組織）による農地貸借の結び付けの強化に向けた取り組みを進めます。
平成 28 年度の 取り組み	農地銀行による農地貸借希望台帳の登載件数を増やし、農地の貸し借りの希望者が閲覧することで、双方の結び付けにつなげます。 また、農業委員会発行の「農委だより」への記事掲載や「地区情報交換会」を利用し、農地銀行制度の啓発・周知を図ります。

3. 行政改革・業務改善

(1) 業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
効率化を図るシステム作り	農地の所有者、所在、地番、面積等の農地情報を管理する既存の農地基本台帳システムと、国において運用開始予定の農地情報公開システム・フェーズ 2 との活用を検討することにより、農地の適正な現況把握や各種調査のための地図作成に係る事務作業の効率化を図る。

農地関係事務処理の迅速化	紙ベースで管理していた農地転用済整理簿等をデータ化することにより、証明発行の迅速化を図る。
窓口での相談体制の整備	窓口へ来庁される相談者の相談体制を整え、サービスの向上を図る。

4. 予算編成・執行

- ◆農地台帳管理システムの精度向上に向けて、国の補助制度の活用を図ります。
- ◆農業委員とともに農業者年金の加入推進活動を行い、新規加入者を増やすことにより、手数料等の交付金の増収を図ります。

5. 組織運営・人材育成

- ◆事務局内において運営方針に基づく組織目標の共有化を行うとともに、目標達成を確実にするため、各業務の取り組みに係る進捗管理の徹底を行います。
- ◆朝礼時にスケジュール等の確認を行い、情報の共有化を図ることにより、組織力の向上を図ります。
- ◆各種研修会や府内等の業務担当者会議に積極的に出席するとともに、北河内地区の各農業委員会事務局との連携などを通じて、法令事務等に係るスキルアップに努め、職員力の向上を図ります。
- ◆農業振興課職員との相互併任により、情報共有化をはじめ、農業の振興、農地の保全等の業務を共同で行います。

6. 広報・情報発信

- ◆定期的に発行している市内農業者向け情報誌「枚方市農委だより」について、農業者に必要な情報を適時提供できるように内容の充実を図り、農業委員会活動がより身近に感じていただけるよう努めます。
- ◆農業委員会での法令手続き等が、より分かりやすくなるよう、ホームページの改善に努めます。